

江戸川区原動機付自転車等ご当地ナンバープレートデザイン募集要項

1. 趣旨

江戸川区の魅力を発信するとともに、区民の皆さんにまちへの愛着と誇りをさらに深めていただくため、「江戸川区らしさ」を表現した、魅力ある独自の形状・図柄のナンバープレートのデザインを募集します。

2. 交付対象

今回の募集で決定したデザインは、江戸川区が交付する以下車両のナンバープレートに使用します。原則すべて同じデザインとなります。

①原動機付自転車：白色（50cc以下）、黄色（90cc以下）、桃色（125cc以下）

②小型特殊自動車：緑色

③ミニカー：水色

④特定小型原動機付自転車：白色

（ナンバープレートのサイズ：①～③は縦10cm×横20cm、④は縦10cm×横10cm）

※ナンバープレートの下地の色は変更できません。

3. デザイン案の募集期間

令和6年7月15日（月）～令和6年8月16日（金）まで（必着）

4. 応募資格

どなたでも応募できます。

5. デザイン案の要件

デザイン案は、「江戸川区らしさ」をイメージできるものであつて、次の条件をすべて満たすものとします。

①江戸川区の特色を表現し、地域振興・観光振興に資すると見込まれるものであること。

②ナンバープレートに表示される文字・数字の書体等を変更しないものであること。

③応募者を特定できる情報が入っていないものであること。

④政党その他の政治団体、宗教に関連するものでないこと（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの背景のデザインとすることにつき、広く住民の理解を得られるようなものを除く。）。

⑤特定の企業の営利活動を目的とするものでないこと。

⑥個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるものでないこと。

⑦国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるものでないこと。

⑧特定の人物をモチーフとするものでないこと（ただし、地域住民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。）。

⑨他者の権利（商標登録など）を侵すおそれがあるものでないこと。

⑩公序良俗に反するおそれがあるものでないこと。

6. 提出物と提出方法等

デザイン案は応募者1人につき、2作品までとします。デザイン案1点につき、以下の提出物をご提出ください。

※指定様式は以下リンク又は区ホームページからダウンロードしてください。

「[指定様式\(応募用紙\)](#)」

なお、指定様式に記載された「江戸川区」、「あ20-46」、自賠責保険シール、ビス留めの穴の位置、大きさは変更しないでください。

①データでの提出

提出物	指定様式により作成したデザインデータ（PDF形式） ※氏名、住所等は提出フォームにてご入力頂くので省略いただいて結構です。 ※ファイル名は「（応募者氏名）江戸川原付等ナンバーデザイン応募」に変更してください。 ※複数応募される方は、ファイル名の応募者氏名の後ろに番号を付してください。 例：1 作品目 （江戸川花子1）江戸川原付等ナンバーデザイン応募.pdf 2 作品目 （江戸川花子2）江戸川原付等ナンバーデザイン応募.pdf
提出方法	以下リンクにて必要事項を入力の上、ご提出ください。 提出用ページ

②手描きでの提出

提出物	必要事項を記入した指定様式
提出方法	封筒表面に「原付等ナンバーデザイン応募」裏面に「応募者氏名・住所」を記載の上、下記提出先に郵送または持参してください。 〒132-8501 東京都江戸川区中央1-4-1 江戸川区課税課諸税係 ※持参の場合は、土曜日・日曜日祝日を除く平日の午前8時30分～午後5時00分までとなります。江戸川区役所南棟4階2番窓口にてご提出ください。 ※手描きの作品が選出された場合には、江戸川区にてデザイン案をデータ形式するにあたり、デザイン案の補作、修正を行います。また、データ形式への変更にあたり応募者への確認等を行う場合があります。

※デザイン案の作成にあたっては、応募にあたっての留意事項（本募集要項 P.3～5）を必ずご確認ください。

7. 選考方法

①事務局で形式審査（データのフォーマット確認等）を行います。

②形式審査が済んだものについて、「（仮称）江戸川区原動機付自転車等ご当地ナンバー

プレートデザイン選定委員会」で意見を聞き取りした上で、5点の作品を選考します。
(弁理士等専門家による商標登録等の確認も行います。)

- ③選考した5点の作品について区民投票を行い、最優秀賞1作品、優秀賞4作品を選考します。最優秀作品を提案デザインとし、優秀賞を次点候補作品とします。万が一最優秀作品の提案が取り消された場合などには、優秀賞の中から改めて提案デザインを選考します。

※アンケートで最も票を得た作品が提案デザインとならない場合もあります。

※特定小型原動機付自転車(10cm×10cm)のナンバープレートのみ、最優秀賞ではなく優秀賞から選定する場合もあります。

8. 入賞者への賞品

- ・最優秀賞 区内共通商品券(※) 3万円分(1作品)
- ・優秀賞 区内共通商品券(※) 1万円分(4作品)

※入賞者との協議により、上記相当金額の図書カード等に代えさせていただく場合があります。

9. 結果発表

- ・入賞者の発表は、令和7年2月頃を予定しています。
- ・発表は、江戸川区ホームページ等で公表するほか、入賞者には直接連絡することとし、個別のお問い合わせには応じかねます。
- ・入賞者の氏名等については公表することを基本としますが、匿名を希望される場合等には、ご本人と相談の上、対応を決定します。

10. 応募にあたっての留意事項

以下の各事項について承諾した上で応募してください。なお、本応募要項に記載した条件等を満たさない場合には対象外となりますのでご注意ください。

(1) 応募について

- ・応募の手続きは、日本語となります。
- ・デザイン案の選考過程等において、事務局にお越しいただく場合があります(その場合の交通費等の支給はできません。)

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ・応募者の個人情報については、提案デザインの選考事務に必要な範囲でのみで使用します。また、選考事務に関わる第三者に必要な限度での提供をすることがあります。

(3) デザイン案の補作、修正等について

- ・デザイン案について、視認性の確保等の観点から、デザイン案の応募者に修正を依頼する場合や、江戸川区等にて補作・修正する場合があります。
- ・手描きでのデザイン案提出の場合には、提出された案を元にデータ化します。その際、視認性の確保等の観点から、補作・修正する場合があります。また、データ形式への変

更にあたり応募者への確認等を行う場合があります。

(4) デザイン案その他の知的財産権等について

- ・デザイン案は、応募者が創作した未発表でかつ著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）その他第三者の権利を侵害しないものに限り（提案デザインの決定前にデザイン案を公表してしまうと「未発表」とならなくなってしまうおそれがあるため、ご注意ください。）。
- ・デザイン案に関する知的財産権その他の一切の権利の全部又は一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- ・デザイン案の知的財産権などに関わる問題が発生した場合は、一切の責任（金員の支払いを含む。）を応募者が負うこととします。
- ・提案デザインの選考に当たり、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ、デッサン等の関連資料を確認させていただく場合があります。
- ・提案デザインの選定後において、入賞作品に知的財産権侵害等の問題が判明した場合、本募集要項に記載する事項に同意いただけない場合、その他本募集要項に違反していることが判明した場合等にあつては、入賞を取り消し、贈呈した賞品を返還していただくことがあります。
- ・提案デザインに関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、その他一切の権利は、江戸川区に無償で譲渡するものとし、所要の手続をとらせていただきます。なお、提案デザインの作成者は、江戸川区及び江戸川区が指定する者に対し、人格権その他一切の人格権を行使しないものとします。
- ・提案デザインに採用されなかった作品の著作権が、応募によって当然に江戸川区に移転するということはありませんが、応募された全てのデザイン案について、江戸川区及び江戸川区が指定する者は、視認性の確保等の観点から、補作・修正をし、また、無償でこれを利用できるものとします（広報・記録を目的とした資料の作成や展示、著作権侵害等に係る調査の際の利用、ウェブサイトへの利用等をさせていただきます。）。なお、応募者は、江戸川区及び江戸川区が指定する者に対し、著作者人格権その他一切の人格権を行使しないものとします。
- ・提案デザインに係る知的財産権（商標、意匠等）の出願・登録を江戸川区がすることを認めるものとします。

(5) その他

- ・提案デザインの応募者には、江戸川区原動機付自転車等ご当地ナンバープレートデザインの広報活動等への協力をお願いすることがあります。
- ・応募に要する費用は全て応募者の負担となります。その他応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害について、江戸川区は責任を負いかねます。また、何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合についても同様とします。
- ・提出物はいかなる場合でも返却しません。なお、江戸川区は、ご提供いただいた提出物

の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等については責任を負いかねますので、提出物に係るデータファイル等のバックアップは応募者において各自ご対応ください。

- ・応募要項の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、応募要項への同意にもかかわらず応募に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることとします。
- ・未成年者等の方は、応募にあたり、本要項に定める事項について、親権者等の法定代理人の同意を得た上で応募してください。未成年者等が応募したデザイン案が、提案デザインに選定された場合、著作権等の権利譲渡等に関して親権者等の法定代理人の同意書が必要になります。
- ・本応募要項に記載した事項（スケジュール、留意事項等）については、今後、江戸川区の判断により、変更又は追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方であってこれに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じかねます。